

【お知らせ】 代表選挙の投票用紙が未着の場合のお問い合わせ先について

平素より国民民主党にご厚情を賜り御礼を申し上げます。

この度は国民民主党代表選挙2026に際し、一部党员・サポーターの方に投票券の未達が発生し、多大なるご迷惑とご不便をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

8月26日（水）9時点で268件、宛先不明で本部に郵便物が返送されてきました。

有権者名簿を再点検したところ、一部住所が欠けているケースがありました。

システム会社に確認したところ、長い住所についてはセルが分割され、2つのデータに分かれることがあり、提出された名簿の「住所」欄にこの分かれたデータが入っていなかったことが判明しました。誠に申し訳ございません。

代表選の投票用紙が届いていない方におかれましては、下記のフォームより本人確認申請を行ってください。有権者名簿に氏名があり、本人確認がなされた場合、後日ご指定のメールアドレスに電子投票のご案内をいたします。

尚、所属総支部・県連に連絡をいただき、議員経由で申請いただく場合は、フォームによる申請は不要です。

▶代表選挙2026 本人確認申請フォーム

<https://zaqb.f.msgs.jp/n/form/zaqb/c6eMe8RnRTF6VAPJ5Btaw>

※フォームは8月30日（日）23:59まで送信が可能です。

※投票は9月3日（木）23:59締切りです。

※代表選の有権者は7月31日（金）までに本部登録のあった名簿の中から代表選挙規則に定める要件を満たした方のみです。また、7月31日以前に資格の有効期限が切れている方は有権者ではありません。

※詳細は、ご登録の総支部または県連にお問い合わせください。

※後日お手元に投票用紙が届いた際に郵便投票を行うと、二重投票となり郵便投票が有効となりますのでご注意ください。

※メールアドレスを登録されているすべての方に、フォームのリンクをお送りします。

投票券が複数届いたという事象も報告がございました。

地方議員と党员の投票券が二重に届いたとの報告に関しては、党员・サポーター名簿に地方議員党员のデータを入れないよう県連に要請していましたが、異なる県連で登録していたため、両方登録されてしまったため、名寄せが行なわれなかったものと推定されます。

名寄せは①氏名 ②住所 両方で行っていることから、同一氏名であっても別住所の場合「同一名称の別人」と認識されます。例えばA支部党员、B支部サポーター、C支部サポーターの方で、ABは同一名・同一住所、Cは同一名・別住所の場合、ABは名寄せされ、党员用の投票用紙を発送いたしますが、Cについては別人と判定され、サポーター用の投票用紙が発送されます。

そうした方におかれましては、1枚の投票用紙のみをご利用いただくよう、お願い申し上げますと同時に、同一人物と認定された場合は再度の名寄せを行って参ります。

代表選終了後に総括し、次回の代表選ではこうした事象が起きないように、努めてまいります。